

平成 27 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 20 |

平成 27 年 12 月 8 日 (火曜日)

経済企業委員会会議録

平成27年12月8日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時25分開議（実時間131分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第115号・指定管理者の指定について（八代市がらっぱ広場）
1. 陳情第6号・住宅リフォーム助成制度の早期実施について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（経営体育成支援事業について）（日奈久温泉施設「西湯」について）（東陽交流センター「せせらぎ」について）
 - ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 大倉裕一君
副委員長 笹本サエ子君
委員 上村哲三君
委員 田中安君
委員 橋本隆一君
委員 村川清則君
委員 山本幸廣君
委員 矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 垣下昭博君

農林水産部次長 黒木信夫君
農業振興課長兼
食肉センター場長 山本誠君

農林水産政策課長 小堀千年君
農林水産政策課
副主幹兼政策係長 田島功一郎君

経済文化交流部長 池田孝則君
経済文化交流部
総括審議員兼次長 宮村明彦君

商工政策課長 川野雄一君
観光振興課長 岩崎和也君
企画振興部

東陽支所地域振興課長 松岡猛君

○記録担当書記

土田英雄君

（午前10時00分 開会）

○委員長（大倉裕一君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）

○委員長（大倉裕一君） それでは、予算議案の審査に入ります。

議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とします。

まず、第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、一括して農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（垣下昭博君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） 垣下農林水産部長。

○農林水産部長（垣下昭博君） はい。おはよ

うございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分、第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費につきまして、黒木次長より説明いたしますので、御審議方よろしく願いいたします。

○農林水産部次長（黒木信夫君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） 黒木農林水産部次長。

○農林水産部次長（黒木信夫君） はい。農林水産部次長の黒木です。座って説明をさせていただきますと思います。

それでは、予算書の説明に入ります前に、まず今回の12月補正予算における人件費の補正内容について説明をさせていただきます。

補正の主な要因としましては、人事異動、退職者及び育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率改定や被用者年金の一元化に伴う制度改正の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてですが、月例給、一時金ともに2年連続となる引き上げ改定が勧告されているところでございます。しかしながら、国においては年内の臨時国会の召集が見送られていることから、一般職給与法案の改正がおくれている状況となっており、本市におきましても年内の改定を見送っている状況です。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。別冊補正予算書の21ページをお願いいたします。

下段になりますが、款5・農林水産業費、項1・農業費、目1・農業委員会費でございますが、職員6人分の人件費補正として1130万円を計上し、補正後の金額を7419万5000円とするものです。

主な理由としましては、人事異動等による影

響及び職員数が1名増になったことによるものでございます。

次に、目2・農業総務費では、職員49人分の人件費補正として273万8000円の減額と、農業集落排水特別会計への繰出金53万1000円、合わせて220万7000円の減額補正を計上し、補正後の金額を4億4858万6000円とするものです。

人件費補正の主な理由としましては、人事異動等や特別昇給による影響及び職員数が1名増になったことによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

目3・農業振興費で、補正額1億4636万9000円を計上し、補正後の金額を7億1181万1000円とするものです。

説明欄の事業ごとに説明をいたします。

まず、機構集積協力金交付事業として補正額815万2000円を計上しております。本事業は、農地中間管理機構にまとめて農地の貸し付けを行った地域や、同機構に貸し付けを行うことで離農または経営転換する農業者に対して協力金を交付するもので、当初の見込みより農地中間管理機構への集積が進み、予算額に不足を生じたため補正をお願いするものです。

補正後は、離農または経営転換する農業者に対して1戸当たり0.5ヘクタール以下の場合30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタールの場合50万円、2ヘクタール以上の場合70万円を交付する経営転換協力金が18件の1200万円、地域内の農地を機構に貸した割合に応じて地域に交付する地域集積交付金が25.47ヘクタールの509万4000円、機構が借り受けている農地の隣接地や2筆以上の接続する農地を機構に貸した場合に交付される耕作集積交付金が0.29ヘクタールの5万8000円の合計1715万2000円となります。特定財源として、全額県支出金を予定しております。

次に、人・農地問題解決加速化支援事業として、補正額40万円を計上しています。本事業は、地域の担い手が安定的に経営発展していけるよう、集落営農の組織化や農業経営の法人化等を支援する事業で、集落営農の組織化の取り組みに対しては定額20万円、集落営農または複数経営の法人化の取り組みに対しては定額40万円を補助するものです。

今回は、鏡町の北新地西区に平成27年11月11日、集落営農法人アグリサポート北新地が設立され、補助要件を満たされたことから、定額の40万円を補助するものです。特定財源として、全額県支出金を予定しております。

次に、経営体育成支援事業として1億2337万1000円を計上しています。本事業は、平成27年8月25日の台風15号により被災された中心経営体等が、融資機関から融資を活用して被災した施設等の復旧、再建する場合に、全経費の10分の3以内の補助を受けられる融資主体型補助事業と、融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対して補助する追加的信用供与事業です。本年10月に国が事業適用を決定されたことから補正をお願いするものです。

事業内容としましては、日奈久ほか12地区で39経営体が農業用ハウスの再建や修繕等を実施予定です。特定財源として、全額県支出金を予定しております。

次に、一般農業制度資金利子補給事業として133万6000円を計上しています。本事業は、平成27年8月25日の台風15号により被災された農業者が今後の経営に支障を来さないよう、復旧のために借り入れた資金の利子補給を行う事業と、借入者が農業信用基金協会に支払う保証料の補助を行う事業を行うことで、金利負担軽減策を講じるものです。運転資金の場合は3年間、設備資金の場合が5年間の貸付金利を定率で利子補給するものですが、負

担割合は、農協、銀行等資金の場合、県、市、金融機関がそれぞれ5対2対3、公庫資金の場合が、県、市で1対1となります。保証料補助につきましては、対象者が負担する保証料のうち、利子補給期間に係るものに対して定率で補助するもので、県、市それぞれ1対1の負担割合となります。

今回は農協、銀行等を融資機関とするものが24件の8968万1000円、公庫を融資機関とするものが12件の7671万5000円を予定されています。特定財源として、県支出金76万1000円を予定しています。

次に、山村活性化支援対策事業として補正額1311万円を計上しています。農林水産省が山村の農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源を活用し、農林水産業を核とした地元の所得、雇用の増大に向けた取り組みを推進する山村活性化支援交付金を、新規事業として平成27年度から29年度までの3カ年間実施されることとなりました。

しかしながら、この交付金は市を經由せず直接事業主体に交付されるものですが、交付金が事業完了後に交付されることとなっており、事業主体が事業費を立てかえる必要があるものの、自主財源を持ち得ていないため、事業を円滑に実施することが困難な状況にあります。そのために、交付金が交付されるまでのつなぎ資金として事業主体に貸し付ける経費について補正をお願いするものです。

事業内容としましては、坂本地域山村活性化協議会がブランド米を中心とした地域活性化を図る取り組み、東陽地域山村活性化協議会がキノコ栽培、ヤマメの養殖、山菜の栽培及び加工品開発などの取り組み、五家荘山村活性化協議会が農産加工品製造、山野草保護、山菜農園など、地域の特性を生かした活性化を図る取り組みを予定しております。特定財源として、全額諸収入の貸付金返還金を予定しています。

次に、目4・園芸振興費では、補正額1億810万6000円を計上し、補正後の金額を1億6021万3000円とするものです。

説明欄の事業ごとに説明をいたします。

まず、環境保全型農業推進事業として補正額276万3000円を計上しています。本事業は、農薬、化学肥料を5割低減や有機農業など環境保全型農業への取り組みに対し、内容によりまして10アール当たり4400円から8000円を国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1補助するもので、当初の予定よりも取り組み団体数、面積ともに増加したため、予算に不足が生じたことにより補正をお願いするものです。

補正後は7団体が70.16ヘクタール、交付金額492万6000円で取り組まれることとなります。特定財源として、県支出金207万3000円を予定しています。

次に、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業として補正額696万9000円を計上しています。本事業は、気候温暖化や燃油、資材等の高騰を初めとした厳しい状況下において、園芸農家の経営安定を図るため、品質の向上、収量の向上、コスト削減に効果がある施設、機械、基盤整備等を推進する事業で、事業費の3分の1以内を補助するものです。

事業内容としましては、八代地域農業協同組合が実施予定のブロックリーにおける温度調整施設の導入を予定されております。特定財源として、全額県支出金を予定しています。

次に、台風被害園芸・果樹復旧対策事業として補正額9837万4000円を計上しています。本事業は、平成27年8月25日の台風15号により被災された園芸農家の経営再建に向けた取り組みを緊急的に支援するため、被災農家の経営継続及び園芸産地の復旧に係る経費の一部を補助するものです。

事業内容としましては、被災した作物対策と

して植えかえや補植に係る経費に対して定額を補助するものが延べ18戸、生育回復対策に係る経費に対して3分の1を補助するものが延べ7戸、病虫害蔓延防止等対策に係る経費に対して3分の1を補助するものが延べ179戸、また、倒壊、破壊したハウスの復旧対策として復旧、再建に係る経費に対して10分の4を補助するものが延べ44戸の実施を予定されております。特定財源として、県支出金6691万6000円を予定しています。

次に、目6・農事研修センター費では、職員4人分の人件費補正として440万4000円の減額補正を計上し、補正後の金額を3288万7000円とするものです。人事異動等の影響及び育児休業者1名によるものでございます。

次に、目8・農地費では、職員11人分の人件費補正として156万7000円の減額と、地域農業水利施設保全事業として30万3000円、合わせて126万4000円の減額補正を計上し、補正後の金額を15億8682万1000円とするものです。人件費補正の主な内容としましては、人事異動等によるものでございます。また、地域農業水利施設保全事業は、土地改良事業で造成された施設等で発生した突発的事故に対する緊急工事を必要とする場合に県の農業農村整備事業補助金を活用し実施するもので、負担割合に応じて負担する経費について補正をお願いするものです。

今回の事業主体は八代平野土地改良区連合で、事業内容は遙拝頭首工ローラーゲート電動機整備、総事業費は209万4000円です。そのうち、農業用水に係る分である121万8000円が公費負担対象となり、うち、国の負担分2分の1は事業主体へ直接補助されるため、県の負担100分の15分と市の負担100分の10分の合計30万3000円を補正額となります。特定財源として、県支出金18万

2000円を予定しております。

次に、目12・地籍調査費では、職員18人分の人件費補正として763万6000円の補正を計上し、補正後の金額を3億4223万1000円とするものです。人事異動等による影響及び職員数が1名増になったこと、また、休職者1名や再任用職員の1名の退職によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

項2・林業費、目1・林業総務費でございますが、職員9人分の人件費補正として563万2000円の減額補正を計上し、補正後の金額を7080万1000円とするものです。人事異動等による影響及び職員数が1名減になったことによるものでございます。

次に、目2・林業振興費では、補正額2350万9000円を計上し、補正後の金額を1億4267万円とするものです。

説明欄の事業ごとに説明をいたします。

まず、森林災害復旧事業として補正額722万6000円を計上しています。本事業は、平成27年8月発生 of 台風15号により被災した森林の風倒木等の森林被害調査及び作業道の災害復旧に係る経費の一部を補助するものです。

事業内容は、市内民有林の森林災害調査事業として調査対象面積3万5433ヘクタール、総事業費518万4000円、森林作業道災害復旧事業として米ノ谷線ほか4路線、総延長8809メートルの補修、総事業費514万円で、いずれも事業主体は森林組合、補助率は10分の7を予定しております。

次に、緑の産業再生プロジェクト促進事業として補正額1628万3000円を計上しています。本事業は、熊本県の緑の産業再生プロジェクト促進事業を活用して、大型の高性能林業機械や木材関連施設を導入するための経費に対し、国2分の1、県100分の5を助成するもので、10月27日付をもって熊本県より内示

があったものです。

事業内容としましては、泉町の白石林業がグラップルつきトラック1台、坂本町の亀田産業がフェラーバンチャー1台を導入予定されています。特定財源として、全額県支出金を予定しております。

次に、目4・林道新設改良費では、職員2人分の人件費補正として5万円の減額補正を計上し、補正後の金額を1億8882万4000円とするものです。人事異動等による影響によるものでございます。

次に、項3・水産業費、目1・水産業総務費でございますが、職員5人分の人件費補正として327万5000円の減額補正を計上し、補正後の金額を3447万8000円とするものです。人事異動等による影響及び育児休業者1名によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・農業施設災害復旧費で、補正額468万6000円を計上し、補正後の金額を3254万4000円とするものです。本年8月25日に通過した台風15号により東町の農道が被災をしましたが、測量設計委託料につきましては9月追加補正予算にて御承認をいただいておりますので、今回は国の補助災害に係る災害復旧工事費として468万6000円を計上いたしております。被災箇所は、東町の農道3カ所です。特定財源として、県支出金304万5000円及び市債140万円を予定しております。

以上で、一般会計補正予算・第7号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいです

か。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、丁寧に説明があったんですが、22ページ、農業の振興費と園芸の振興費も説明欄のところの説明があったんですけども、全体の中でちょっとお聞きしたいんですけど、ほとんどその実態調査というのを、台風の被害であろうが何であろうがですね、実態調査をしっかりと、実態調査をどのような実態調査をされたのかと、各種団体、特にJAを含めて、各農家の1戸1戸の農家の方々からの実態調査をされたのか。されてこのような計上をされたと思うんですが。

それはなぜかといいますと、いろいろこの農業関係の融資、補助事業に対してはですね、いろんなクレームというか、農家の方々が不安を持ったときがあったんですね。ですから、そこらあたりについては、やっぱきちっとした情報と、そしてまたその調査をですね。100%できる体制をどのようにつくっていくのかということが私は一番大事だと思うんですね。で、前回もやっぱしその経営体についても、いろんな100%の融資で大変トラブルが起きたという状況もあるわけですね。そういう中では、今回については完璧に調査やられて、このような数字が上がったということで理解をしてよろしいですかということなんですけど、どうか、これについて。全体として。

委員長、よろしいですか。

例えば、台風被害の調査、園芸から果樹復旧対策9800万ぐらいの中で、先ほど来、次長が説明なされたですね。そこで、何回も言うんですけども、職員がみずから出て、個々の農家、そしてまた個々の団体、組織等々でその調査をされたのだらうと思うんですね。そこらあたりをどういうふうな調査をされたのかということ、それをお聞かせください。

○農業振興課長兼食肉センター場長（山本 誠

君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい。山本農業振興課長兼食肉センター場長。

○農業振興課長兼食肉センター場長（山本 誠君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農業振興課の山本でございます。

今、委員御質問の台風の調査の件でございますが、8月の25日、台風が参りまして、その後、農林水産部の、うちの農業振興課及び農林水産部の各係の職員の皆さんにお願いいたしまして、現地のほうに全員で出まして、その付近の調査を、聞き取り調査、現地確認等をやっております。

以上、お答えとします。

○委員（山本幸廣君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） ほんとに安心いたしました。今、課長が言われたようなその実態調査というのが一番大事であってですね、現地に行って、現地の声、そしてまたその被害等を見ながらですね、把握をしていくというのをですね、一応でもやられたということは、私は本当に職員のその努力に感謝したいと思います。

その上のもう一つですけども、経営体の育成の支援事業でも一緒なんですよね。いろんな組織団体等がやはりその補助事業を知らない。知ってる人、知らない人、そういうところもやっぱ補助事業のPRの徹底さというのをですね、完璧にできるような体制をとっていただきたいという、いただきたいと。まあ、いただいておりますと思うんですけども、今回についてその補正上がってきとるのはこれだけのことでありますけども、継続的にこれをやっぱしですね、末端の農家、組織、団体の方々にはですね、徹底するようにしていただきたいと思うんですね。それが、やはり補助事業というのは、これは持ち出しはうちじゃないもんですから、はっきり言っ

てから、県とか国とかの持ち出しですけれど、なるだけならばそういう方々にですね、安く貸し付けが優位にできる、そういう事業であるものですから、そこあたりについてもやっばし徹底した情報を流していただくと。そういうことでやられたと思うんですけども、そこあたり聞かせてください。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい。

○委員長（大倉裕一君） 小堀農林水産政策課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産政策課の小堀と申します。

経営体育成支援事業につきましては、この事業を実施するという旨の連絡といたしますか、が県からございまして、10月30日に県段階の説明を受けまして、その後、同日付で中心経営体、この事業の対象となりますのが、人・農地プランに位置づけられました中心経営体というようにになっておりますことから、この中心経営体の方々を中心に、約860件の方々に郵送で事業の御案内をしたところでございます。

あわせて、今、八代地域農業情報配信メールサービスというのがございます。約1000件の方が登録されておりますが、こちらでも同時に情報を配信したところでございまして、募集した結果、今出ておりますような額が上がってきたというところでございます。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。これも継続的にですね、末端の、浸透していただくように要望しておきますからですね。

なぜ私が今お聞きしたかというのはですね、個々の組織なり農家なり、そしてまた今回のフードバレーの問題も含めてでありますけども、知る人は知る、知らない人は知らない、そう

いうですね、そういうのがやはり不平不満というのが、個々の農家からいろいろ聞く場合があるんですよ。ですから、今回については、末端に、職員の方々が一生懸命努力をされたという、その答えが出ましたので、安心しておりますので。私はこの予算、数字とか予算についての説明について何も言うことはありませんけども、要は確認をしたということでございますので、委員長、よろしく願いしときます。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） ちょっといいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 関連して、同じ台風被害園芸・果樹復旧対策事業について、このもうちょっと詳しく説明できますか。例えば、作物は何なのかとか、生育回復対策とか、病虫害蔓延対策防止等対策とか、そういうのをもうちょっと詳しく内容わかればお願いします。

○農業振興課長兼食肉センター場長（山本 誠君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本課長。

○農業振興課長兼食肉センター場長（山本 誠君） 委員御質問の台風被害園芸・果樹対策事業の内容を詳細に説明をお願いしますというようにことだと思えます。

ソフト事業とハード事業がございまして、ソフト事業の場合、被災作物対策事業としまして、植えかえ、補植対策がございまして、これは果樹の改植と野菜、花卉の植えかえが対象になりますが、今回の場合、出荷団体及び個人で約18戸が希望をされております。

生育回復対策につきましては、病害防止に必要な葉面散布2回ということになっておりますが、これは殺菌剤、そして液肥等を散布するというような内容になります。これについては、出荷団体と個人合わせまして7戸が希望をされております。

病虫害蔓延防止対策等事業につきましては、

防虫ネット、防風ネット、果樹マルチシート、その他ということで、そういったものの設置が対象になりますが、出荷団体、個人で合わせまして戸数が179戸の希望でございます。

総合計で204戸がこのソフト事業の被災作物対策事業に希望されております。

以上ですが、よろしゅうございますか。

○委員長（大倉裕一君） 村川委員。

○委員（村川清則君） 殺虫剤とかはないわけ。

○委員長（大倉裕一君） 山本課長。

○農業振興課長兼食肉センター場長（山本 誠君） 殺虫剤はございません。

○委員長（大倉裕一君） 村川委員。

○委員（村川清則君） 微妙ですけど、わかりました。結構です。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（大倉裕一君） 上村委員。

○委員（上村哲三君） 22ページの山村活性化支援対策事業ですが、今回、先ほどの説明です、実施主体が東陽、坂本、五家荘と、この3つの事業主体が、協議会が入っていますが、おのおのの会員数とですね、もうちょっと具体的に、例えばこれが金額的には3カ年にわたれば結構な金額になってきますね。10分の10、市の持ち出しがないようですが、どういう形でやる計画書が出ているのかっていうのまでわかったら教えてくれませんか。

例えばこれには養殖事業とかいろいろありますよね。これ、設備関係の問題からいろいろ出てきますよね。それに従事する人の問題とか。そのあたり、よければ協議会の会員数と、わかっている範囲でいいですけど、わからぬなら後からでも……。

○委員長（大倉裕一君） 田島農林水産政策課副主幹兼政策係長。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（田島功一

郎君） 農林水産政策課の田島です。

ただいまの会員数につきましては、数のほうはまだ集計をしておりませんが、坂本のほうは鶴喰地区を中心とした組織になっております。泉のほうは五家荘振興会を中心とした組織ということで、あと東陽のほうはですね、今住民自治のほうを進めております地域協議会、こちらを母体とした組織ということで、それぞれ若干組織の形態というのは異なっている状況でございます。

ただ、全ての協議会におきましては、市の職員のほうが事務局に入るというような形で全面的にバックアップをしているというようなことでございます。（「済いません、もう1つ」と呼ぶ者あり）

ヤマメの養殖につきましては、一応この今回の事業につきましては、推進事業、ソフト事業が対象ということで、養殖場の整備につきましては、この事業の対象とはなっておりません。

ただ、おっしゃるようにヤマメの施設が必要になりますので、今、東陽のほうで計画されておりますのは、簡易水道、今は使わなくなった簡易水道の跡地、こちらのほうを使えないかということで計画をされておるといような状況でございます。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） 上村委員、よろしいですか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） だったら、事業計画予算というのはしっかり出てきてるんですね、おのおの。じゃ、ハード整備については、まだいろいろ問題が出てきますよね。どう対応していく予定なのかな、そこんところ。今ソフトだけこっぴどくやってもたい、相当の金額ですよ、3カ年間でね。そして今度はハード整備っていう、なってきたら、とてもまた追いつかぬ予算

が出てくるんじゃないの。そういうところも全部事業計画に出てきてるんですか。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（田島功一郎君） はい。

○委員長（大倉裕一君） 田島係長。

○農林水産政策課副主幹兼政策係長（田島功一郎君） ハード事業につきましては、現段階ではまだ具体的な機械はどれを入れるというようなやつは出てきておりませんけれども、3年間の間に試験的な加工ですとか、そちらのほうを進める中で必要になってくる機械等につきましては、この後の事業等を活用しながら整備のほうは進めていく形になるかと思います。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい。上村委員。

○委員（上村哲三君） ほんとね、山村振興にはこういうのがね、大変力強いというふうに思うんですよ、今見ていて。ただ、事業主体、さっき会員数って聞いたんだけど、平均年齢あたりも本当はね、把握をしたかったんですよ。

というのは、これは一応3カ年の計画で、所得の増額とか何とかいうのを打っていつてるようだけど、やれる方の主体、年齢がね、もう高齢化してるのが現実、私も見てますんで。結局こういうのを続けていかなきゃ意味がないと。で、この辺の人たちにどうやってつないでいくかというのが一番大事な事業だと思うんですよ。じゃないと、国・県の補助があつてですね、使っても無駄なものに終わってしまったら大変困るわけであつてですね、これも税金ですから一応ね。だから、そういう形でですね、これをやっぱり永続していくためのですね、方策というのはね、もっともっと重要になってくるのかなというふうに思うわけですよ。

この五家荘あたりの農産品加工製造、五家荘には加工場が幾つかありますよね。私も以前見に行ったことがあるんだけど。そういうところを利用してされるのはいいけど、新たにいろいろ

ろやろうとなつたらですね、機械の導入とか何とか、いろんな補助対象はあると思うんですが、それだけがまたそのまま終わってしまつてですね、無駄になってしまうようなことは余りいいことじゃないので、やはりそこところをどうやってつないでいくかというのをですね、しっかり行政のほうでですね、支援と、それから見ていただくということ、またいろいろアドバイスをですね、一生懸命。事務局は、役所の職員さんが入れるということですね、少し安心感はあるんですが、ぜひですね、大きくしていただいでですね、それから年齢的な問題も加味しながら、もっともっと下の年齢の方もですね、巻き込んでいながら事業をですね、進めていただければなというふうに思いましたので、一応申し添えます。よろしく願いしておきます。

○委員（山本幸廣君） よろしいですか、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 22ページですね、農事研修センターの三角の440万の減額なんですけど、ちょっと給料と職員の手当等で数字はわかるんですけども、こころ辺、人事異動か、そういう一般職の減かな。ちょっと聞きそびれたんだけどな。ちょっと説明してください。

○委員長（大倉裕一君） 小堀課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい。人事異動に伴うものと、あと育児休暇に伴う減でございます。職員1名が育児休暇をとった関係で減額となつたということでございます。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） で、育児も先ほどの水産業の総務費の中でもこれ育児休暇だったんやな、説明の中でな。育児は育児休暇ですけどからしようがないと思うんですけども、農事の研修センター、こころあたりの補正でこれだけ

の減額という中でですね、一般職で4人という。もう少し充実をせないかぬ研修センターを、私が見る範囲内です、前のうちの、今、市長が公約にうたったように、営農指導の強化をせないかぬという状況の中で、この農事研修センターは今、一般職の中では男性と女性の割合、そして技術者が何人おるか、ちょっと示してください。

○委員長（大倉裕一君） 小堀課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい。現在4名のうち、所長1名が男性、残りが女性職員でございます。技術職といいますか、土壌分析の業務がございますが、こちらに専属で当たっておる職員が1名おるといった状況でございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 小堀課長、ほんとありがとうございます。

なぜ私が言ったのか、この研修センターの充実をせないかぬというのは、もう前からずっと言っておるわけですね。で、部長も次長もです、ここらあたりについては所長は、四年制大学を出てきて、専門大学を出てきた方が、職員が大体その所長になっておられると思うんですよ。あとは女性の方なんです。どうしても今のところは土壌分析しかやっていないでしょう、あそこは。ほとんど土壌分析に頼つような状況でしょう。だけ、そういう中で、この研修センターの充実を図らなければ、やはり1次産業というのは。これだけのやっばり日本の食料の大供給地にある八代市が、本当にこの母体となる研究するところがそういうような職員が足りないとか、技術者も配置してないとか。この人事異動の中でもほとんど三角の中で、人事異動ってそういう簡単にできるのかなって思うとたいな。そしてこの、1

0月にするのか、3月にするのか、人事異動わからぬけども、私たちは最近。ここに三角が出て、ほとんど人事異動、人事異動の中で説明があったわけでしょう。ですから、ここらあたりのセンターの充実はどう、部長、思いますか。

○委員長（大倉裕一君） 垣下部長。

○農林水産部長（垣下昭博君） はい。委員長、済みません。

農事研修センターにつきましては、体制が今女性3名、男性1名ということで、一緒にやっているのが人材育成事業が主な事業をやっております。で、技術的な指導というのはほとんどできていない状況です。強いて言えば、その土壌分析をやっているという状況で、作物の指導とか、そこまでは至っていないというようなところでございます。

で、技術職員につきましては、配置はされていないんですけども、JAやつしと、あと普及センターがございますので、そのあたりとどういうふうに連携をしていくのか、農家にどういったサービスが、充実したサービスができるのかというのは、今後、市だけではなくて、JAと普及センターあわせて中で検討していく必要があるだろうとは思っております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） 山本委員。

○委員（山本幸廣君） 済みません。部長が今説明したように、特にこれからはやっばりしてもその高度な技術を、産地間じゃありませんけども、どうしても今稼げる中でも売れないという状況にあるんですね、農産物は、八代では。ほんとに今危機感持っていますよ。トマトだって野菜だって、本当に一昨年は5億も、はっきり言って、その歳入の中に入ったのが、今回について10億ぐらい入らないというような状況になりますよ。財政を見たときに、大変厳

しいんで、この1次産業の。それにはやはり高度な技術というのが、そういう研究する場面とか、研究する施設等が充実しなければですね、私はやっぱり八代の農業というのは、よそに負けるような状況になってきはせぬかなというふうに心配してるんですよ。

ですから、今回、補正で400万という数字かもしれないけども、まあこういう数字が出てくると思ってもしなかったし、よろしければすぐ補填をするような対策をとるとか、そういうようなことをしたらどうかと思うんですけど、どうですか、部長。

○農林水産部長（垣下昭博君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、垣下部長。

○農林水産部長（垣下昭博君） はい。そのためには農家へのサービスが落ちないように頑張っていきたいと思っております。

○委員（山本幸廣君） はい、結構です。

○委員長（大倉裕一君） はい。ほかにありませんか。

矢本委員。

○委員（矢本善彦君） はい。22ページですね、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業についてでございますが、ブロッコリーも543戸とだんだんふえているわけでございますけども、確かにですね、今、野菜も暴落して、みんな困っておられる状態でございます。確かに製氷機を入れてですね、ブロッコリーの農家の人たちはほんと感謝されております。大体納入先は関西と関東でどのくらいの割合か。それと、ブロッコリーの売上額、教えてください。

○農業振興課長兼食肉センター場長（山本 誠君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本課長。

○農業振興課長兼食肉センター場長（山本 誠君） 委員御質問のブロッコリーの出荷先、そして出荷量ということだったと思いますが、今手持ちの資料でいきますと、平成25年

度になりますが、出荷量のほうは、これは1795トンということで、済いませんが25年度の数値になります。出荷金額等については、済いませんが、こちらのほうでは資料的に持ち合わせておりません。済いません。

以上です。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（大倉裕一君） 矢本委員。

○委員（矢本善彦君） やはりですね、最終的な出荷量もですね、やっぱり把握しとかぬと。これも皆さんの税金使って投資してるから、やっぱりそんなのを把握してですね、みんなにわかるようにですね、説明できるようにしとってください。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） はい。ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（大倉裕一君） 笹本副委員長。

○委員（笹本サエ子君） はい。22ページの山村活性化支援対策事業の件ですけれども、先ほど説明の中で、この事業の交付金は市を經由せずに直接事業主体に交付されると。結局交付金が交付されるまでの間、つなぎ資金を事業主体に貸し付ける経費について補正するものという説明を受けました。その財源は、一般財源から一度補填されて、そしてまた一般財源に戻すということなんですか。

○委員長（大倉裕一君） 小堀課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） おっしゃるとおりです。国の交付金が入り次第、返還していただくと。2週間以内に、14日以内に返還していただくというようなことで予定しております。

○委員長（大倉裕一君） いいですか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 交付金が入り次第と

おっしゃったけれども、交付金が一旦は事業者に行き、そしてその結果を受けて事業者が市に返すということじゃないんですか。

○委員長（大倉裕一君） 小堀課長。

○農林水産政策課長（小堀千年君） はい。おっしゃるとおりでございます。そのような形でございます。

○委員（笹本サエ子君） わかりました。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上で第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について終了します。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

（午前10時49分 小会）

（午前10時50分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費について、経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長（池田孝則君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、池田経済文化交流部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部、池田でございます。よろしく願いいたします。

それでは早速でございますけれども、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、第6款・商工費、第9款・教育費の関係分につきまして、宮村総括審議員兼次長が説明をいたしますので、よろしく願いいた

します。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、宮村経済文化交流部総括審議員兼次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）宮村明彦です。よろしく願いいたします。座って説明させていただくことをお許しいただきたいと思えます。

今、部長が申し上げましたとおり、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、経済文化交流部所管部分の人件費補正につきまして説明いたします。人件費補正の詳細につきましては、今し方農林水産部の次長より説明いたしましたので、省略させていただきます。

早速でございますけれども、補正予算書の24ページをお開きください。

一番上の表になります。款6・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費の補正額2101万7000円につきましては、人事異動に伴う1名の増員、係長試験合格に伴う特別昇給及び市町村職員共済組合負担金の率の改定等により職員38名分の増額補正でございます。

恐れ入ります、31ページをお開きください。

一番上の表でございます。款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費の補正額マイナスの164万9000円につきましては、文化振興課の厚生会館、鏡文化センター、千丁文化センターの3施設の職員7名分の人事異動等に伴う減額補正でございます。

同じ表の一番下、目6・文化財保護費の補正額マイナス277万3000円につきましては、文化振興課の本庁職員10名分の人事異動等に伴う減額補正でございます。

同じページの下欄、款9・教育費、項8・社会体育費、目1・社会体育総務費の補正額マイナス298万2000円につきましては、スポーツ振興課の課長を含む振興係職員5名分の人事異動等に伴う減額補正でございます。

同じ表の下ですが、下の表、目3・社会体育施設費の補正額マイナス876万5000円につきましては、スポーツ振興課の管理係職員の3名分の人事異動に伴う1名の減員等による減額補正でございます。

以上で、経済文化交流部の人件費の関係分につきましてはの説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（大倉裕一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号・指定管理者の指定について（八代市がらっぱ広場）

○委員長（大倉裕一君） 次に、事件議案の審査に入ります。議案第115号・八代市がらっぱ広場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。説明を求めます。

○経済文化交流部長（池田孝則君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） 池田部長。

○経済文化交流部長（池田孝則君） はい。それでは引き続きまして、議案第115号・指定管理者の指定について、川野商工政策課長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○商工政策課長（川野雄一君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、川野商工政策課長。

○商工政策課長（川野雄一君） はい。商工政策課の川野でございます。それでは、議案第115号・指定管理者の指定について説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明に入ります前に、資料につきまして、事前に配付しておりましたけど、一部訂正と追加がございましたので差しかえさせていただきます。よろしくお願いたします。手元でございますでしょうか。

それじゃあ、議案第115号・指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開き願います。

八代市がらっぱ広場の指定管理の期間が平成28年3月31日で終了するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について提案をさせていただくものでございます。

指定管理をお願いする公の施設の名称は、八代市がらっぱ広場で、指定管理者となる団体の名称は、まちなか活性化協議会でございます。団体の所在は、八代市本町2丁目3番22号で、指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間でございます。

指定管理者の候補の選定の結果につきましては別紙資料で御説明をさせていただきます。資料のほうをごらん願います。

1番の施設の概要でございますけど、名称は

議案書でも申し上げましたが、八代市がらっぱ広場で、(2)所在地は、八代市本町1丁目10番57号・58号で、こちらはCDなどを販売されてる店舗であります成電社の東側でございます。(3)面積は450平米で、手前からAブロック広場70平米、こちらは屋根つきでございます。Bブロック広場112平米、Cブロック広場268平米は屋外となっております、3ブロックに分かれていますところでございます。AとBブロックはイベント等に使用でき、使用する場合はそれぞれ2時間当たり510円の使用料が必要となります。Cブロックにつきましては緑地で休憩所としており、料金の設定はございません。

2番の指定期間は、先ほど申し上げましたが、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間を予定しております。

3番の提案価格につきましては、年13万3000円の、3年間で39万9000円といたしております。基準価格算定金額と同額でございます。

基準価格算定につきましては、恐れ入りますが3ページのほうを、資料の3ページをお開き願います。

電気代、水道料、修繕料、清掃費のほか、簡易な清掃、受付報告書作成などの事務費、PR活動、経理などの施設保全管理費として合計して16万3981円の支出に対しまして、一般管理費として3%を乗じた額4919円を足しまして、収入であります、こちらは平成26年度実績の利用料金4万6440円を差し引いた額に消費税を加算いたしまして、千円未満を切り上げて13万3000円と算定をしているところでございます。

1ページのほうにお戻り願います。

4番の指定管理者候補者の概要でございますが、議案書と繰り返しになりますが、(1)名称は、まちなか活性化協議会、(2)所在地

は、八代市本町2丁目3番22号まちなかホームルームたまりんば内でございます。3番、代表者は、瀬戸川本町1丁目商店街振興組合理事長でございます。(4)協議会の目的につきましては、そこに記載のとおり、中心商店街の活性化と地域コミュニティーの確立を行うことで、それぞれの商店街振興組合の連携強化と地域振興を図ることとされております。5番の会員構成でございますけど、本町1丁目、2丁目、3丁目、通町の4商店街振興組合の会員で構成されているところでございます。

それでは、2ページのほうをお願いいたします。

5番の候補者の選定の経緯についてでございますけど、(1)募集方法は非公募といたしております。非公募の理由といたしましては、当協議会は、中心市街地の活性化のためにぎわいづくりと地域コミュニティーの確立を積極的に進められており、事務局もがらっぱ広場に近い本町2丁目まちなかホームルームたまりんばに設置してあるなど、地元商店街や利用者と密接に連携できるメリットがありまして、指定管理者を導入する上で目的に合った団体であると判断したところでございます。

また、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第2号の、主に当該地域の住民が利用する公の施設を町内会等地域組織に管理させる合理的な理由があるときは公募によらず指定管理者を選定することができるとの規定がございます。まちなか活性化協議会は、中心商店街を活性化するため各商店街が立ち上げられた組織であること、また、がらっぱ広場は主に中心商店街の活性化のために商店街振興組合などが利用されていることから、この規定に該当すると判断したところでございます。

9月議会の経済企業委員会の所管事務調査、八代市がらっぱ広場指定管理者の更新について

の中で、このことにつきまして御説明をしたところでございます。

恐れ入りますが、5ページのほうをお願いいたします。

5ページの1番ですけど、こちらは指定管理者制度について、参考までに指定管理者制度の概要を掲載しているところでございます。

2番の平成27年9月議会、経済企業委員会の意見についてですが、この委員会の中で委員さんから御意見をいただいております。経費削減させるために公募したらどうか、他の施設は公募されているのにこの施設が非公募となるのはわかりづらい、非公募とする基準はあるのか、基準価格が低いのではないかなどの、ごらんの意見をいただいたところでございます。

この意見を踏まえたところで再度、経済文化交流部内で検討をさせていただきました結果、当該施設の利活用、またこれまでの利用実績を考慮しました結果、施設の目的と協議会の活動の連携がとりやすく、高い効果が期待できると判断いたしまして、非公募として選定委員会に諮ったところでございます。

済いません、2ページのほうにお戻りください。

(2)のとおり、本年10月29日に選定委員会を開催いたしまして、まちなか活性化協議会を指定管理者の候補者として決定をしたところでございます。

(3)の選定委員会の委員の構成でございますが、記載のとおり9名の委員で審査をお願いしたところでございます。

(4)の選定の結果についてでございますが、恐れ入りますが、また4ページのほうを、済いません、あちこち飛びますけど、4ページのほうをお願いいたします。

こちらは選定委員会での審査の集計表でございます。選定項目が5項目ございまして、その中のナンバー1の項目につきましては、市民の

平等、公平な使用を確保するものであるかにつきまして適否の判断をするところで、こちらは適という判断でございます。ナンバー2からナンバー5の項目では、申請された事業計画等について、こちらは200点満点で選定委員会により審査項目ごとに審査が行われました結果、選定委員会の総得点の平均が、そこにありますように161.4点となり、候補者の選定の基準であります、こちらは100分の60以上、すなわち120点以上を満たしております。

それでは、恐れ入りますが、また2ページのほうにお戻りください。

6番の今後の日程についてでございますけど、そこに記載のとおり、12月のこの議会の定例会で可決がございましたら、候補者に正式に指定を通知するとともに、可決の告示を行う予定でございます。その後、平成28年3月議会定例会に当初予算の提案を行いまして、これで可決がございましたら、平成28年4月1日に協定書の締結を行いまして、同日から引き続き指定管理者での運営を開始する予定でございます。

7番の利用状況につきましてでございますけど、がらっぱ広場は平成22年度から指定管理者制度を導入いたしまして管理運営をしまいたところでございますけど、平成25年度からは現在のまちなか活性化協議会において、指定管理者制度で運営を行っております。利用日数、利用人員につきましては、同協議会が運営を開始しました年から増加している状況でございます。

また、参考まででございますけど、まちなか活性化協議会から選定委員会に申請されました事業計画の主な内容でございますけど、こちらちょっと資料を用意しておりませんが、サービス向上の計画といたしまして、まず第一に、インターネットで予約状況を確認可能にするなど利用者の利便性向上を図る。アンケートの実

施と意見箱の設置による利用者の声をもとに、サービス向上のための改善策を図る。それと、土曜日など夕方から利用が多いイベントをですね、そういうときは開場時間を午後9時30分ごろまでをめどとして、柔軟に対応する。そのほか、地域のボランティア団体、文化団体など、商店街以外の団体と連携を広げてイベントを開催するなど、来街者の増加を目指す。情報紙やチラシ、ホームページ、SNS等への掲載を中心に周知に努める。また最後に、熊本高専八代キャンパスの協力のもと、がらっぱ広場にステージとベンチを組み合わせたものでイベント等に活用するプロジェクトを今立ち上げられて、その推進を図るなどの提案がなされているところでございます。

一方、選定委員会の中の委員さんからの意見といたしましては、がらっぱ広場を積極的に活用している、指定管理者としては最適である、がらっぱ広場を活用し活性化につなげたいというやる気が伝わったなどの意見のほか、市と連携し、市民を巻き込み、活性化につなげてほしい、県外の人を呼び込む事業をしてほしいなどの要望の声もございました。

簡単でございますけど、以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしく願います。

○委員長（大倉裕一君） はい。以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（笹本サエ子君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 今、提案のことについては異議がないとこですけれども、この施設にトイレがつかなかったのはどうしてかということと、夜の部に参加した人から、周囲のお店も閉まってしまう、トイレがね、なかったのが非常に不自由な思いをしたという声が届いてい

ます。その経緯について伺いたいと思います。

○商工政策課長（川野雄一君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、川野課長。

○商工政策課長（川野雄一君） はい。トイレがあったらということでございます。

前回の更新のときもそういう声が上がっておりまして、トイレについて、あれば理想的だということは認識をしているところでございます。そのとき、イベントのときとか、ふだんはですね、あそこ扉があって、イベントのときだけ開場しておるというところがございます。それと、原則は朝10時から6時までの使用ということで、夜は閉まった状態ということで、トイレの設置については今そういう状況から計画が進んでいないところでございますけど、近くに公園とかですね、立体駐車場、そういうところを御利用いただくように御案内いたしているところでございますけど、今後は利用者の御意見もですね、把握しながら、よい方向に向かっていけばなということで考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。

○委員（笹本サエ子君） はい、いいです。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ、これより採決いたします。

議案第115号・八代市がらっぱ広場に係る指定管理者の指定について、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） はい、挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部退室のため、小会いたします。

（午前11時13分 小会）

（午前11時13分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

休憩をとります。11時20分には再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時19分 開議）

◎陳情第6号・住宅リフォーム助成制度の早期実施について

○委員長（大倉裕一君） それでは、本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと思います。今回、当委員会に新たに付託となりましたのは陳情1件です。

それでは、陳情第6号・住宅リフォーム助成制度の早期実施についてを議題とします。要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。

（書記、朗読）

○委員長（大倉裕一君） はい。本件について御意見等はありませんか。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 今回ですね、12月議会に住宅リフォームの助成制度について一般質問しましたんですけど、ほかにも住宅に関する質問されましたけど、今、陳情書に書いてありましたように、県内でもですね、10市13町村がですね、助成制度を実施されているんですけども、八代でもですね、以前からこの話は出てお

りました。今はですね、台風15号でちいっと忙しかって言いなるですばってん、これがもう終わってしまえば、またこれは暇になるばいという話でございます。

私たちが職員として一緒でございますけども、この会議の中でもね、農業予算はいろんな面で手厚い補助がされてますけれども、こういう建設関係は本当に補助額といいますかね、そんなのはなかなか見当たりません。今回ですね、この機会に採択をしていただければと思って陳情させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。ここに書いてある内容を読ませていただきまして、非常に痛切なことであろうと思いますし、私たちがこれに反対するというのでは私はないんですけども、ただ、今、八代市の現状を考えてですね、やっぱり他職種、他業種の方たちもいろんな面で、いろんな自分たちの補助金とか助成金とかいう形で、やっぱり欲しいという方もたくさんおられると思うんですよ。

そういった中で、助成制度をこの住宅リフォームに関しての助成制度だけに特化するということも、私はやっぱりほかのところとの整合性ちゅうのはいかがなものかなと思いますので。だからといって、これに反対するわけではございませんので、これはやっぱり審議を継続してしていくべきではないかなと、今の段階では思います。審議を未了としたほうがいいのではないかとはいいます。

○委員長（大倉裕一君） 橋本委員、今、継続という言葉と審議未了という言葉があるんですけど。

○委員（橋本隆一君） 私は使い方がよくわからぬ。済いません、はい。

○委員長（大倉裕一君） 橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。使い方がよくわからないので、大変申しわけございません。審議未了という形でお願いしたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） 審議未了。はい。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、所管の担当職員が朗読をされたこの陳情文章の中でですね、その現況というのは誰もが、今の現況というのはほとんどの方々が理解をされると思うんですね。

で、私は1つこれにプラスですね、個人住宅の耐震というのが八代市はほとんど進んでいないというのが現状なんですよね。ですから、耐震を、個人住宅の耐震も含めてですね、この住宅リフォームと合体をしたような制度というのがですね、でけたらどうかというふうに、ふと感じました。

私はこれについては賛成をしたいと思います。なぜかといいますと、もうほとんど左官業からもう大工も含めて、今、台風災害で、今、矢本委員も言われたんですけども、台風災害である程度の仕事量はある。きょううちの自宅はちょっとやってるんですけども、左官と大工さん、それに植木屋さんが、台風でやられたものですから、今、根起こしをしてからやりよるんですけども、10人ぐらいうちの自宅に今来ておりますけども、その方々から昼とかですね、休憩をしたときに、お茶飲むときに物すごく言われたのが、先がもう、明けっから先がなかつたいたいなど、仕事がなかつたいたいということ。ことしの台風については、こごこぎについてはある程度あったけど、すぐもう1日、2日で終わるとが多かったと。だから物すごくさばけても、大変、明けてからも心配なんですよという左官業者の方も言われたんですけども。

たまたまこういう陳情がありましたので、こ

の制度というのをですね。八代市は八代市の独自の制度というのはどう制度にするのかと。他市町村は町村の制度があると思うんですけども、八代市は八代市としての制度を考えてもらえばなということ。私は陳情文書等について中身についてもですね、二、三行ぐらいちょっと何か引っかかるところがあるんですけど、あとについては私は、切々と訴えておられますから。制度は制度として、あとは執行部がですね、きちっとして。これ採択をしながら、どういう制度をするのかというのはこの委員会でもですね、やっぱその議論をするという形の中でしたかどうかと思いますので、私は採択のほうでお願いしたいと思います。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 橋本委員の意見とまあまああんまり変わらぬのですけれども、まあ、おっしゃってることもよくわかるんですけども、厳しいのは今どの職種もおんなじですし、予算が絡むことですから、金が絡むことですから、市の財政とかも考えれば、例えば国とか県あたりからの補助があるんだったらあれですけども、今の状況ではちょっとどうなのかなと思います。審議未了でお願いしたいと思います。

○委員長（大倉裕一君） ほかにございませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 今、予算が絡む問題だというお話がありましたけれども、なぜ全国で9割に及ぶ自治体がこの事業を実施しているかということは、少額の補助金できっかけをつくって、仕事を興して、そしてまた地域の商店も潤っていくと。そうすると仕事はふえて、そういう商売が成り立っていくとなると、逆に今度は税金も納まっていくという形になるわけですね。まさにこれは循環型の事業、地域活性化

だという事業だと思います。

全国ではですね、1559の自治体が既にやっていたけども、地域元気券、八代で言えばスーパー元気券ですね。プレミアム商品券、国が補助金出したんですけども、このときにやはりこれが活性化につながれば利用していいよと副大臣が答弁をし、それが全国に広がって、八代で言えばスーパー元気券ですが、175自治体がそのことによってふえたということになっていますね。で、熊本県においてももう既に21自治体がこの事業に踏み切っていると。

この陳情書にもありましたように、氷川町は3年間継続したことになる。そして、新たにまた商店の店舗のリフォームを手をつけていくと、今年度はですね。そういう方向になっているわけだから。

だから、予算は使い方だと思うんですね。この事業によって地域が潤い、そして行政としても税金が収納されれば、これにこしたことはないというので広がっているのが実際だから、私はそのことは村川さんや橋本委員の思いにも応える事業だと私は思うんですね。

だから、この問題は行政としてもあのスーパー元気券の検証をやっておられる段階です。もう報告もあつてると思いますが、かなり成果が上がつてるといってございまして、ぜひですね、これはやはり今回、八代市としては可決したほうがいいんじゃないかと、私は採択のほうに賛成したいと思っております。

以上です。

○委員（矢本善彦君） ちょっとよかですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） その2人が審議未了と言いなったすばってん、私たちは困ってるだけの問題じゃないんですね。これは皆さんの職人の技能、この前も質問したごつ、もう10年先は職人が枯渇するごたつ状態なんですよ。これは百姓でん、農業でん、一緒でしょう。後

継者育成に青年給付金なんか年間150万やつてでしょう。そぎゃんと思えばですね、私はこぎゃんとばやっぱしてもらうてですね、やっぱ職人、技能士をふやしてもらいたい。それが熱意なんですね。だから、この建築労働組合が出してるからという問題じゃなくて、全体を考えてしてもらえばですね。

特に今は二見地域も地域創生で、まち・ひと・しごとで、二見にね、16人ぐらい視察に来られたですけども、こういうリフォームもセットにしたらですね、まだ定住が活発的にいきやせぬかなて今思うとるんですけどね。

だから、やはり私は将来のこと考えて、職人の育成、技能士の育成ですね。そして、建設業の育成になってもらえばなと思って、思いから採択していただきたいということでございます。よろしく願いしときます。

○委員長（大倉裕一君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） はい。それでは、採決を望まれる声と審議未了という御意見が出ております。

まずですね、審議未了についてお諮りをしたいというふうに思います。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（大倉裕一君） はい。挙手少数と認め、本件は審議未了としないことに決しました。

それでは、採決をいたします。先ほどと同じように採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方

の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(大倉裕一君) はい。挙手多数と認め、本件は採択することに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午前11時35分 小会)

(午前11時35分 本会)

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長(大倉裕一君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(経営体育成支援事業について)

○委員長(大倉裕一君) このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○農林水産政策課長(小堀千年君) 委員長。

○委員長(大倉裕一君) はい、小堀課長。

○農林水産政策課長(小堀千年君) はい。農林水産政策課の小堀でございます。私のほうからは、経営体育成支援事業についてという御説

明をさせていただきます。濟いませぬ、座らせていただいて説明させていただきます。

本事業につきましては、台風15号に伴う補正予算を今回の12月議会に提出しまして、先ほど御審議いただいたところでございます。

実はこの台風対策分とは別に、通常の経営体育成支援事業の追加募集が県よりございました。お手元の資料あるかと思いますが、1枚目、経緯とスケジュールというようなところで記してありますが、その1行目に書いてございますように、それが11月の9日のこととございました。

その次の2行目の備考欄にございますように、これを受けまして、この事業の対象となる人・農地プランにおける中心経営体等の農家860件に対しまして事業の募集の案内通知をしまして、資料のちょっと2枚目を見ていただきたいんですが、ここにございますように、松高から泉までの6地区34経営体、事業費ベースでいきますと2億362万円、補助金ベースでいきますと6191万5000円の事業実施希望があったところでございます。

現在、これを取りまとめた結果を県のほうに提出しておるところですが、事業採択の有無につきましては、早くて12月の中旬ないし下旬ごろの予定とのこととございまして、現時点では未定という状況でございます。したがって、事業の採択の有無を含めまして、事業費が確定しないことから、今回の12月補正予算には提出することができなかったというところでございます。

また、この追加募集分につきましては、要件の一つに年度内の事業完了というのが付されておりまして、そのため日程的に3月議会での補正予算では間に合わないというようなこととなります。このようなことから、今後事業が採択されました場合には、事業スケジュールの関係で早急な対応というのが必要になってきますこ

とから、事業を進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

当然、議会への御報告、承認につきましては、今後の直近の議会でさせていただくということになるわけですが、事業実施と議会手続とが前後しますことから、本日、事業の経過並びに状況を報告させていただくところでございます。

以上、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（大倉裕一君） はい。本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） まずはその内示が来てというのはもう説明でわかったんですけどね、事業年度が27年度で、ちょうど3月31日だもんだけな。そこらあたりについては徹底したその指導というかな、そこらあたりをしとっていただければいいんじゃないかと思います。

それで、国のほうがその、——いいですよという内示か何か来れば別ばってんが、なかなかその単年度でだけんでかんな。

よろしいです。済ませません。

○委員長（大倉裕一君） 答弁はいいですか。

○委員（山本幸廣君） うん、答弁なよか。はい。要望しておきますからね。

○委員長（大倉裕一君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） はい。それでは、ないようですので、以上で経営体育成支援事業についてを終了いたします。

執行部退室のため小会いたします。

（午前11時40分 小会）

（午前11時41分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（日奈久温泉施設「西湯」について）

○委員長（大倉裕一君） それでは、本会に戻します。

次に、日奈久温泉施設西湯についてお願いします。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） 宮村経済文化交流部総括審議員兼次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。今、委員長からお話がありましたように日奈久温泉施設西湯につきまして、地元説明会等を繰り返してまいりましたので、御報告をさせていただきます。説明は担当課長よりさせますので、よろしくお願いいたします。

○観光振興課長（岩崎和也君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、岩崎観光振興課長。

○観光振興課長（岩崎和也君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）観光振興課の岩崎です。どうぞよろしくお願い申し上げます。説明のほうは座ってさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（大倉裕一君） はい、どうぞ。

○観光振興課長（岩崎和也君） はい。ありがとうございます。

じゃあ、資料のほうはA3のカラー刷りの1枚物で説明したいと思います。日奈久温泉施設西湯についてというようなことで、表面のほうで、まず施設の概要を説明させていただきます。

現状としましては、昭和48年に開設しております、既に42年が経過してしております。鉄筋コンクリートの平屋建てということで、約30坪あたりの建坪です。

営業時間が6時から10時まで、それから2

時から午後10時までということで、料金のほうは大人200円、子供50円というような料金体系になっております。

利用者数を見ても、平成22年に3万7785人ありましたものが、現在は2万5140人ということで、減少しているところで。

収支におきましても、平成22年には77万9699円の黒字ではありましたが、平成26年におきましては282万479円の赤字になってるというような状況です。

この施設におきましては、ことしのゴールデンウィークの5月3日の日にボイラーが故障しまして、それ以来、現在まで休館状態ということでございます。

利用者数の大半につきましては、観光施設ではございますけれども、ほとんどが地域住民の方々の御利用というような形になっております。

で、問題点、課題というようなことで書いておりますけれども、先ほど申し上げましたように利用者数が減少してきているというようなこと、それから経営収支が赤字が拡大傾向にあると。で、修繕費が2年前も850万程度の費用をかけて修理したりとか、今回の費用が約680万程度というようなことで、今後、修繕費、施設が老朽化しているというようなことから修繕費がかなりかかるということで、財政負担が懸念されるというような状況であります。

そのあたりの具体的な資料のほうをですね、裏面に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

ブルーで表示してあります参考資料というところを見ていただきますと、今後、維持管理費用が、修繕費等がどれくらいかかるのかなというようなことで、まず1番目がボイラー改修等の工事が693万6000円。これはボイラーの取りかえ、煙突の取りかえ、配水管の洗

浄、検査等のトータルの費用でございます。それから、屋根の防水、外壁の改修工事が約840万程度、それから、温泉センターばんぺい湯から西湯まで引いてます250メートル、道路の下に埋設しておりますけれども、これの改修時期、42年以上経過しておりますので、改修した場合には数千万程度、試算しますと2000万程度はかかるのかなというようなことで、非常に今後、維持補修費がかかるというような現状でございます。

右側のほうに写真を載せておりますけれども、こういった状況にあるということです。

で、利用者数の推移につきましては、先ほど申し上げたとおりで、東湯、本湯、ばんぺい湯についても数字を上げさせていただいております。

それから、西湯の収支の状況につきましても、先ほど説明しましたような形で、どんどん収支の状況が悪化してきているというのがここで見えるところです。

参考までに、一番下になりますけれども、西湯から各施設までの距離というのを書いておまして、温泉センターのばんぺい湯まで約220メートル、東湯まで300メートル、松の湯まで約50メートルというようなことで、松の湯さんにおかれましては、西湯の背中合わせに施設が存在するというような状況で、もう500メートル範囲内に公営の施設、あるいは民間の施設があると。これ以外にも、ホテル・旅館等が17軒ほどございます。そういった状況で、非常に恵まれた状況であるというようなことが言えると思っております。

表のほうに戻ってもらってよろしいでしょうか。

それで、市としましては、利用者数の減、収支の状況、そういったものを踏まえまして、住民説明会をさせていただいております。

まず、1番目の説明会の概要につきまして

は、現状を報告させていただきました。その報告が1番から3番の部分です。

まず、市政協力員の方々に7月13日、説明をいたしました。このときには、——赤く表示しておりますけれども、これについては主要なものについて赤で表示させていただいているところです。早く再開してほしいという市政協力員の方々の御意見がございました。

それから、2番目の西湯の利用者、これにつきましても8月6日の日に31名の方々おいでいただきましたけれども、これについても、とにかく生活の一部なので早く再開してほしいという方々の御意見がありました。

参考までに次に書いておりますけれども、今休館しておりますけれども、どういったところで利用されてますかというようなことで聞きましたところ、松の湯さんで8人、ばんぺい湯のほうで9人、東湯で6人、ホテル2人、自宅1人というようなことで、手を挙げられない方もいらっしゃいましたけど、そういった近隣の施設への利用がなされてるというのを確認することができました。

もう一つは、観光施設ではなく福祉施設にしてはどうかと、福利厚生施設にしてはどうかという御意見もいただいているところです。

それから、3番目が日奈久の住民自治会運営委員会のほうにも話をさせていただきました。8月17日、お盆過ぎに12名の方御出席でございましたけれども、もし廃止するとしたならば、廃止代替措置として、他の施設の利用料を100円にしたらどうかというような御意見をいただいたり、不本意であるけれども、市が廃止を決定するならいたし方ないというような御意見がありました。

ただ、中には、一番最初に書いておりますけれども、城崎温泉みたいに公営の温泉施設を幾つも充実させて、にぎわいを創出したらどうかというような御意見もいただいているところで

はございますけれども、城崎温泉、有名なので行かれた方も多いかと思っておりますけれども、それぞれの公営の温泉がそれぞれの泉源を持ちながら経営しているということで、特殊性を持った、それぞれの特性を持ったにぎわいを創出しているというところで、市の場合には同じ泉源からお湯を取っているというような状況で、多少そのあたりは違うのかなというところですよ。

それから、4番目につきましては、観光施設あり方検討会というようなことで、昨年から検討会を実施しておりますけど、今回、日奈久地区ということで、結論としましては、5年以内に廃止すると。ただ、住民の皆さん方の生活が激変するので、そのあたりの代替措置は講じる必要があるんじゃないかなというようなことで御意見をいただいているところがございます。

それから、市のほうとしては、これらの御意見、それから現状を踏まえまして、廃止の方向に進みたいというようなことで結論づけまして、その結論づけた判断材料としましては、裏面を見ていただければよろしいでしょうか。

緑色の検討の視点というようなことで書いております。まず、全市的・総合的な視点ということで、まず多くの住民ニーズやサービスであるかというようなこと、それから、近隣に類似した施設はないか、民間と競合していないか、民業を圧迫していないかというようなことです。それから、市内における地域バランスはとれているのか、全市13万人の皆さん方、大体のところお風呂があるという世帯が多いわけなんですけれども、そういったところで、住まわれている市民の方々から現在、公営施設として運営していくことが適正かどうか、そういったことが理解得られるかどうかというような意味でございます。

それから、財政的な視点ということで、持続可能な負担ができるかというようなこと、それから収支状況は安定しているかというようなこ

と。

それから、有効性にかかる視点ということで、成果を出すために見直しが可能かというようなことで、施設の状況、それから観光客というようなことで、なかなか厳しいんじゃないかなというようなこと。それから、事業成果が達成されているか、観光客の利用数や利用者数は目標を達成しているかというようなことで、非常に先ほども説明しましたように、減少をしているというような状況です。

それから、効率性に係る視点ということで、受益者の負担は適正であるか。その改善が可能であるかというようなことで、現在200円というような料金体系になっておりますけれども、採算ベースに持っていくためには非常に高額な負担を強いられはしないかというようなことで、それが住民の皆さん方に理解できるかというようなことです。

そういった視点から市としましては、左側の提案理由というふうなところで、施設の老朽化が激しく、今回の修繕費、今後の維持管理費に多額の経費が必要となる、利用者数が年々減少している、利用実態として観光客というよりも特定の地域住民の利用が多い状況となっている、近隣に類似の施設が多く存在しているというようなこと、それから観光振興に寄与する機能を持つ環境づくりが望ましいというようなことです。こういった理由から、日奈久温泉施設西湯につきましては、廃止に向けた手をしようというようなことにいたしました。

もう一回表のほうに戻ってもらってよろしいでしょうか。

5番以降が、一応廃止に向けた動きをしますよというようなことがメーンの説明会をさせていただきました。5番につきましては、日奈久校区の市政協力員の方々に11月2日の日に集まっていただきまして、10名の方にお集まりいただいたんですけども、このときにはJRA

の環境整備の交付金がございますけれども、そのことについての御意見をいただいたところでございます。

それから、日奈久温泉旅館組合につきましては、11月9日の日に開催しまして、激変緩和措置、これについての御意見等がございました。

それから、日奈久住民自治会運営委員会につきましては、11月16日の日に開催しまして、これにつきましてもJRAの環境整備費、これに関する質問が、御意見が多かったというふうに考えております。

それから、8番目が日奈久地域の住民の方々に、11月28日の日に昼の部、夜の部に分けて説明会を開催いたしました。合計65名の方々が利用されております。ここにつきましては赤字と黒字の分け方は、黒字のほうが開してくれ、赤字のほうは、いやいや、もう廃止すべきじゃないかというような御意見のほうで区分けしておるところです。とにかく我々が昔から利用している施設なので、何とか再開してほしいというような御意見を書いておられます。赤字のほうの一番上のほうには、西湯は閉館を望むと。理由としては1キロ圏内にたくさんの温泉施設があるじゃないか。今後大規模な工事を行い、多額の投資をしても、投資分を取り戻せるかどうかというのが疑問だというような御意見をいただいております。あと詳しくはごらんいただければと思います。

我々説明会の会場におきましても、住民の皆様方同士で賛否を議論する、お互いにですね、議論する場面も見受けられたところでございます。

これらの御意見を踏まえまして、市としては引き続き廃止に向けた手を進めていきたいというふうに考えております。

最後なんですけど、裏面をもう一度見ていただければよろしいでしょうか。

ピンク色の表題で書いておりますけれども、廃止に向けた手続を進めるということで、その下に手順を書いております。

まず1番目は、廃止に向けた住民説明会の開催というようなことで、これは開催させていただいております。

その次の手順としましては、地域住民の皆さんで運営できませんかという御確認をさせていただきたいというふうに思います。で、どうしても住民ではなかなか難しいというような御意見、回答でありましたならば、民間譲渡に向けた公募を開始したいというふうに思います。

それから、公募しても応募がなかった場合は、最終的に廃止するというような手続で進めたいというふうに思っております。この手続につきましては、遊休している公共施設の利活用の方針に基づいた動きと同様でございます。

最後に、廃止に当たって激変緩和措置を行うということで、現在検討中ということで、当然予算も関係しますので、検討中というようなことで、まず案1としましては、利用者に近隣施設の利用券を当分の間交付してはどうかとか、あるいは東湯という施設がありますけれども、開業時間が今6時から午前10時まで、それと午後2時から10時までというような営業時間ではありますけれども、ここを午前6時から午後10時までのフル稼働とするようなやり方はどうかとか、あるいは近隣施設へのバリアフリー化を支援したらどうかというようなことで、このあたり激変緩和措置につきましては、今後指定管理者、それから市政協力員さん等、地域住民の方々と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

長くなりましたけれども、説明のほうを終わらせていただきます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について何か質疑、御意見はございませんか。

○委員（山本幸廣君） よろしいですか、委員

長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今説明を聞いた中でですね、私もここずっと前から地元地域という、圏域内にあるものですから利用した、本当に多くてですね、当時は。本当に活気のある湯ですね、はっきり言って銭湯だったんですよ。あえて銭湯ということをも東も西もですね。

地域の方々、まずは漁師の方々がですね、来られてから、まずは汗を流して、夜、魚をとって、そしてまたその朝方からですね、銭湯に入って、そしてまた明るく日のエネルギーを蓄えるというような、そういう中でこの西湯というのはですね、親しまれた温泉の施設なんですよ。

今言われたように、廃止に向けた手続というのは、やはり地域住民がいかにか理解をするかということが一番大事なんです。だから、その廃止に向けた住民説明会の開催というのは、やっぱり来ておられなかった、数字がありますけれども、それ以外の方々もですね、どういう住民の方々が、100人なら100人のうちに何回来たのか、住民説明会に、同じ人がですよ。そういうのを把握をして、そして来られなかった人に対してもやっぱりその説明をして進めていくというふうな方法というのをとって見たらどうかというふうに思います。

それと、地域住民の運営について、これはもう削除したほうがいいんじゃないかな。あまりにもばかげたような表現になってしまうわけですね。廃止するけんがあたどんが利用すれば、あたどんでしなっせよということじゃなくして、ここの手順の2は削除したほうがいいと私は思いますけどね。民間譲渡、それからその応募がない場合に廃止する、これはもう今執行部が考えておられるように、その手続を踏んでいいと思います。

激変緩和というのは、これは東はですね、今説明されたような時間帯で今開業してますよね。

だから、これについては午後10時までフル稼働と。これは廃止すればこれは大事じゃなかかと思えますね。廃止すれば、これは絶対このような開業時間というのを進めたほうがいいんじゃないかなと思えます。東もですね、バリアフリー化はしてないんですよ、東湯も。ですから、これについてはやっぱし、もしその激変の緩和をすれば、バリアフリー化はぜひともしなきゃいけないと。ほとんど高齢者が多いんですよ。

東湯についてはですね、この前もちょっと私も入ったんですけども、若い人もですね、来ておられます。中年の方々ですね。女性が多いですよ、東湯は。あそこは。ですので、よろしければ、このような廃止に当たってはいかに緩和措置をするかということの中で。

今廃止に向けた手続を進められた説明の中で、そういうふうになんか感じましたので、なるだけなら説明会を満遍なくしていただいてですね、していただくように要望しておきます。終わります。

○委員長（大倉裕一君） はい。ほかにありませんか。

○委員（笹本サエ子君） いいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 済いません。住民説明会の中で、JRAの環境整備費は使えないかというのが2回にわたって出てますけど、このあたりでJRAと何か交渉されたことがありますか。

○観光振興課長（岩崎和也君） はい。

○委員長（大倉裕一君） 岩崎課長。

○観光振興課長（岩崎和也君） はい。JRAのこの交付金につきましては、企画政策課が所管してるということで、所管課からJRAのほうにお尋ねされたということです。

で、交付金の要綱につきましてはJRAで作成されています。この中で、レクリエーションという項目があります。レクリエーション施設

の整備というようなどこがありますので、観光というような視点から可能かもしれないというようなことなんです。で、そこを明確に答えはいただいておりますけども、そういったお答えをいただいております。

ただ、そもそもJRAの交付金は、お客さんがたくさん来られるので、道路交通の混雑の緩和、そういったことで、道路整備とかそういったものをメインにしましょうということで、実際レクリエーション施設等が使えるのは交付金のたしか4割までしか単年度で使えないというような交付要綱になっているみたいです。ですから、満額は使えないという状況です。

そういったことで、企画政策を通じてやりとりをしてるというような現状でございます。

以上です。

○委員（笹本サエ子君） はい、わかりました。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） はい。以上で日奈久温泉施設西湯についてを終了いたします。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（東陽交流センター「せせらぎ」について）

○委員長（大倉裕一君） 次に、東陽交流センターせせらぎについて説明をお願いいたします。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、宮村次長。

○経済文化交流部総括審議員兼次長（宮村明彦君） はい。引き続き東陽交流センターせせらぎにつきまして、工期の御報告、御相談をさせていただきます。説明につきましては担当課長よりさせますので、よろしく願いいたします。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） 委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、松岡東陽支所地域振興課長。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） はい。東陽支所地域振興課の松岡でございます。私のほうから、東陽交流センターせせらぎ施設整備事業の繰り越しについて御説明をさせていただきます。後は着座にて御説明をさせていただきます。

皆様方のほうに3枚の資料を配付させていただいたかと思えます。こちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。最後に航空写真がついているやつです。

東陽交流センターせせらぎの施設整備事業につきまして、今回の12月議会におきまして、繰越明許の補正予算のほうを計上させていただいております。その説明にあわせまして、全体の概要ということで御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目、1番目の施設の概要でございますけれども、東陽交流センターせせらぎにつきましては、平成17年2月6日に開設、延べ床面積が2205.9平米、地上2階地下1階の鉄筋コンクリート3階建てでございます。温泉センター、レストラン、特産物の販売所、パン・お菓子工房から成る複合施設でございます。平成27年度から28年度、2カ年におきましては、市が100%出資いたします第3セクターである株式会社東陽ふるさと公社が指定管理者となっております。

本事業の目的でございますけれども、東陽地域の避難所施設である東陽交流センターせせらぎにおいて、再生可能エネルギーである太陽光を活用する発電設備、太陽光パネル及びそれに附帯するリチウムイオン蓄電池導入することにより、災害時に自家用発電設備とともに、避難

施設としての機能を強化する。あわせて木質バイオマスを燃料とするボイラーを設置し、化石燃料から転換を図るということで目的をしております。

3番目の事業概要ですけれども、環境省所管の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、補助率は対象事業費の10分の10となっております。こちらを活用いたしまして、平成26年度から27年度の2カ年計画で、せせらぎに15キロワットの太陽光発電、同じく15キロワットの蓄電池システム、50万キロカロリーの木質チップボイラー等の整備を行うこととしております。平成27年度事業費、これは予算措置をしてる事業費でございますけれども、太陽光発電設備3944万2000円、木質チップボイラー設備工事8657万5000円、ボイラー室建築工事4083万4000円、合計1億6685万1000円でございます。財源内訳といたしまして、補助金が1億83万3000円、市債が6270万円、一般財源331万8000円でございます。

4番目の事業経緯でございますけれども、まず昨年度、平成26年7月22日、事業要望書の提出を行い、同年9月8日に施設の採択通知ということでいただきました。採択通知をいただきまして、事業のほうを進めさせていただきまして、平成26年11月7日に平成26年度事業、実施設計委託料ですけれども、こちらの補助金の交付決定通知をいただきました。それに伴いまして、12月の17日、12月議会におきまして補正予算の議決をいただいたところでございます。平成27年7月10日、実施設計が完了いたしまして、実際の整備の着工のほうの準備をさせていただきました。で、同年9月25日、9月議会におきまして9月補正予算、これは整備事業費でございますけれども、こちらの議決をいただきました。それと同年10月30日に補助金の交付決定ということで、県の

ほうからいただいとるところでございます。

2 ページ目になりますけれども、今回の繰り越しの理由でございますけれども、まず1 番目に、10月30日に補助金の交付決定をいただきましたので、補助金の交付決定前の事前着工ということが認められず、交付決定後の執行となったこと、2 番目に実施設計完了後、発注前の調査におきまして、バイオマスチップボイラー、太陽光パネル等、こちらの設備の納入に相当の期間を要することが判明したことという理由でございます。今回、年度内に完了しないということで、12月議会にて繰り越しの提案をさせていただきますとるところでございます。

6 番目、今後の日程でございますけれども、12月補正予算議決後、工種ごとに3 工事に分けて、制限つき一般競争入札方式にて発注を予定しております。業者の決定、契約が2月の下旬になるだろうということで予定をしております。

工種ですけれども、1 番目が東陽交流センターせせらぎ再生可能エネルギー等導入工事、これがチップボイラーの整備になりますけれども、予定工期が約7カ月、完了予定が8月の下旬と考えております。2 番目の工事につきましては、再生可能エネルギー等導入建築工事、これはボイラー室の建築等になりますけれども、予定工期が約6カ月、完成予定を7月の下旬、3 番目が太陽光発電設備工事、予定工期が4カ月、完了予定を5月の下旬ということで考えております。

7 番目につきまして、事業効果ですけれども、1 番目、化石燃料、せせらぎの場合、灯油ですけれども、使用量の減による燃料費等、コストの縮減による経営の安定化、2 番目に八代市の豊富な森林資源の有効活用による地域の活性化、3 番目に再生可能エネルギーの活用によるCO₂削減による地球温暖化防止への貢献という、この3 点を事業効果というふうにかけて

おります。

最後に3 ページ目、せせらぎの上空から写しました航空写真ですけれども、右のほうのせせらぎの南側の屋上に太陽光パネルを設置させていただきたいと思っております。蓄電池システムにつきましては、地下の倉庫、それと左側のほうに、これは菜摘館の西側の公園の一部になりますけれども、こちらに木質バイオマスのボイラー室建築設置のほうを計画しております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（大倉裕一君） はい。本件について質疑、御意見はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 1 つよかね。委員長、よろしいですか。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、繰り越しの理由も説明されたんですが、今後の日程等についてもですね、スムーズに入札をし、予定の工期というのが、完了予定も示されましたので、それについては大変だと思いますが頑張ってくださいと思いますが、1 つだけ。

そのバイオマスチップのボイラーの施設というのを、航空写真を見たんですけれども、ここは少し離れたところに設置の予定ですよ。このボイラー、バイオマスのチップのボイラーなんて、管理費なんか10年間ぐらい出しとる。維持管理の。これは何も私たちには説明は。チップと言えは燃やさんばんけんでから、燃やした後どぎゃんすりゃよかつかという、そういうのを心配するもんだけんでから、ちょっとばかり聞かせてください。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、松岡課長。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） はい。木質チップバイオマスボイラーにつきましては、大体せせらぎで年間1000トン使用しようと

思っております。そのうち約3%が燃焼灰というところで出るというところで聞いております。

その灰につきましては、現在、産業廃棄物扱いということで、そちらの処理費用というのも出てきます。実際、木質チップバイオマスボイラーを導入したときの燃料費、それと、そういった灰の処理等のコストの比較でございますけれども、現在、灯油が少し安いんですけども、24年度から26年度の灯油の平均単価、これが82.8円でございますけれども、それと比較した場合、トータルでのコストで約600万円ほどの削減、年間削減になるだろうというところで、私たち予測をしておるところでございます。

以上です。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、灯油は60円ぐらいやろう。灯油は今、現在は。それで試算したらどれぐらいになるの。

○委員長（大倉裕一君） 松岡課長。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） はい。現在の灯油価格で試算した場合、約400万前後ぐらいだと計算をしております。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） それと、その人件費っていうのはほとんど変わらないの。今の人件費でいいの。

○委員長（大倉裕一君） 松岡課長。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） はい。濟いませぬ。トータルの経費の中で御説明せぬといかぬだったんですけども、上がる経費として、灰の処分費、それと、どうしてもチップボイラーのチップの燃料投入時ですとか、灰の処理、そういったところで、1日約1時間から1時間半ぐらい人件費のほうか余計にかさむだろうというところで計算をしております。

それとあと、チップボイラーのメンテナンス費、そちらトータルで計算いたしまして、燃料費の削減とあわせまして、先ほどのような削減につながるだろうということで計算をしております。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（大倉裕一君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） それは間違いだと思うね。もう少し真剣にこれは積算出してよ。それはメンテナンスなんか物すごくかかると思うよ。それと、人件費も含めてですよ。それは隣接をしとるけんよかばってんが、もうその中に、このチップボイラーというのは、もう本当に——、なぜ農家にこれが浸透しないかというのは……。

言われたように、その事業の効果というのを出されとるけん、私何も言うことないんですけども、ある程度はやっぱしきちとした積算をした中でね、今後の管理費というのを示したほうがいいんじゃないかと。それを示してください。

ただ、つくるのはもう、こげん何か国の補助して、うちから、はっきり言って市債で6000万ぐらい出して、一般会計、ここに数字出してもらったんですけども。まあ、それはそれとして、もうはっきり言ってから議会として認めたわけだけが。あとはいかに金がかからないようにコストを下げるかという努力をしてもらわないかぬ、な、と思いますからですね。

だから、100%子会社、うちの会社についてたい、単年度決算で黒字がどれだけありますから、こういうことですよと、長期にわたってやるという、そういう説明できるように今からしてください。担当はね。

はい、以上。

○委員長（大倉裕一君） はい。ほかにございませんか。

はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） パネルを設置した場合、業者は地元の業者、おられるのかな。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） はい。

○委員長（大倉裕一君） 松岡課長。

○東陽支所地域振興課長（松岡 猛君） はい。3工種に分けて制限つき一般競争入札ということで予定をしておりますけれども、もちろん業種のランクというのはございますけれども、いずれの3工事につきましても市内の業者さんで参加ができるというところで聞いております。

○委員長（大倉裕一君） よろしいですか。矢本委員。

○委員（矢本善彦君） はい。なるだけですね、地元の業者にしていただけるように要望します。

○委員長（大倉裕一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） はい。以上で東陽交流センターせせらぎについてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査である産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査の2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

本委員会の管外行政視察について協議のため、しばらく小会します。

（午後0時18分 小会）

（午後0時24分 本会）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

本委員会の管外行政視察については実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） はい、御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成28年1月18日から20日までの3日間、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査のため、沖縄県へ行政視察に参ることとし、視察先及び視察内容については委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後0時25分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年12月8日

経済企業委員会

委員長